

高知県賃金向上環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。）第24条の規定に基づき、高知県賃金向上環境整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 知事は、物価高騰や最低賃金の大幅な引上げ、人手不足等厳しい経営環境の中で、地域経済の担い手である中堅、中小企業等の持続的成長を実現するため、県が指定する国又は県等の補助金（県内で行われる事業を対象とするものに限る。以下「指定補助金」という。）の交付決定を受けた中堅、中小企業等に対し、賃上げ原資の一部に相当する経費について、予算の範囲内で補助するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 賃金台帳 労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条に定めるもの
- (2) 従業員 賃金台帳の作成対象となる全ての労働者

(補助事業者)

第4条 補助金の補助事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和8年度に指定補助金の交付決定を受けている者又は指定補助金に係る事業の受益者である者
- (2) 現に賃金を支払っている従業員が1名以上いること
- (3) 県内に本社又は主たる事業所を有していること
- (4) 別表第1及び別表第4に該当しない者

(補助の要件等)

第5条 補助の要件は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、指定補助金において賃上げ実績が交付要件である場合は、当該要件をもって補助の要件に代えるものとする。

- (1) 直近事業年度の決算において、知事が別に定めるところにより、対前年度比で2パーセント以上の賃上げが行われていること
 - (2) 令和7年12月1日から令和8年12月1日までの間において、知事が別に定めるところにより、対前年同月比で2パーセント以上の賃上げが行われていること
- 2 指定補助金は、別表第2に定めるところとする。
- 3 その他、補助金の算定額（以下「補助算定額」という。）、補助の算定対象となる従業員

(別表第3において「対象従業員」という。)及び補助の限度額は別表第3に定めるとおりとする。

(補助金の交付区分)

第6条 補助金を交付する区分は次の各号のいずれかとする。

- (1) 早期払い
- (2) 通常払い
- 2 前項第1号の早期払いは、前条第1項第1号の補助要件に該当する場合又は第9条の規定により賃上げの実施を報告した場合であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に適用できるものとする。
 - (1) 補助算定額が、100万円以下の場合
 - (2) 補助算定額が、100万円超の場合であって、かつ、指定補助金の交付決定に係る補助対象事業費のうちの自己負担額(以下「自己負担額」という。)に80パーセントを乗じた額以内である場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、自己負担額に80パーセントを乗じた額を交付申請額とすることを補助事業者が選択する場合

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別記第1号様式による補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

- 2 交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、指定補助金が、市町村が補助する事業に対して交付するものである場合は、第1号及び第2号中「指定補助金」とあるのは「指定補助金に係る市町村間接補助金」と読み替えるものとする。
 - (1) 指定補助金の交付の決定を通知する書面の写し
 - (2) 指定補助金の交付を申請した書面の写し(補助事業費、補助対象事業費、補助金額及び自己負担額の内訳が分かるもの)
 - (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第9条の規定により公共職業安定所長から通知されるもの)の写し等
 - (4) 第5条第1項第1号の補助要件に該当する場合は、知事が別に定めるところにより2ヶ年度分の支払った賃金の額及び従業員数が確認できる書類
 - (5) 前4号に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による交付の申請を受理したときは、審査を行い、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の交付決定額は、交付申請書の提出の以後において自己負担額が増額となった場合であっても、変更は行わないものとする。

(賃上げの実施報告)

第9条 補助事業者は、第5条第1項第2号の補助要件に該当する場合において、同号の賃上げを行い、当該賃上げが反映された賃金を支払ったときは、速やかに別記第3号様式による補助金賃上げ実施報告書（兼交付区分変更申請書）（以下「賃上げ実施報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、知事が別に定めるところにより賃上げ実施報告書に賃金台帳を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第1項第2号の補助要件を満たすことができない場合は、速やかに別記第4号様式による補助金賃上げ不実施報告書（第15条第1項第2号において「賃上げ不実施報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

(補助対象事業に係る変更申請等)

第10条 補助事業者は、補助対象事業に関し次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、当該各号に掲げる書類を期日までに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己負担額の減額により、補助金額の20パーセントを超える減額変更をする場合
別記第5号様式による補助金変更申請書 指定補助金の変更承認の通知を受けた日から14日以内
- (2) 第6条第1項第2号の交付区分を適用して交付決定を受けた補助事業者が、同条第2項第3号該当を選択し、同条第1項第1号の交付区分へ変更する場合
別記第6号様式による補助金交付区分変更申請書 令和9年2月12日まで
- (3) 指定補助金について、交付決定の取り消し又は事業廃止の承認があった場合
別記第7号様式による補助金廃止承認申請書 指定補助金の交付決定の取り消し又は廃止の承認を受けた日から14日以内

(補助金の変更交付の決定等)

第11条 知事は、前条第1号の規定による補助金変更申請書、同条第2号の規定による補助金交付区分変更申請書又は第9条第1項の規定による賃上げ実施報告書を受理したときは、審査を行い、補助金額若しくは交付区分又はその両方を変更することが適当であると認めるときは、補助金の変更交付の決定を行い、別記第8号様式による補助金変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告又は確認報告)

第12条 第6条第1項第2号の適用を受ける補助事業者は、指定補助金のうち、国の補助金の確定通知を受けたとき又は県等の補助金の実績報告を行ったときは、別記第9号様式による補助金実績報告書（以下「実績報告書」という。）を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 第6条第1項第1号の適用を受ける補助事業者は、指定補助金のうち、国の補助金の確

定通知を受けたとき又は県等の補助金の実績報告を行ったときは、14日以内に別記第10号様式による補助金確認報告書（以下「確認報告書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 3 実績報告書又は確認報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、指定補助金が、市町村が補助する事業に対して交付するものである場合は、第1号及び第2号中「指定補助金」とあるのは「指定補助金に係る市町村間接補助金」と読み替えるものとする。
- (1) 指定補助金の確定を通知する書面の写し（指定補助金のうち国の補助金の場合のみ）
 - (2) 指定補助金の確定に係る実績を報告した書面の写し（補助事業費、補助対象事業費、補助金額及び自己負担額の内訳が分かるもの）
 - (3) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第13条 知事は、実績報告書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定を行った補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、別記第11号様式による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 第6条第1項第1号の適用を受ける場合にあっては、交付申請書を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額の確定を行い、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（補助の限度額の確認）

第14条 知事は、確認報告書に基づいて自己負担額の確認を行い、第6条第1項第1号に規定する区分により既に交付した補助金額が補助の限度額を超過している場合は、期限を定めて当該超過分の返還を補助事業者に命ずるものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第4のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 指定補助金の交付決定が取り消された場合
 - (2) 第9条第3項の賃上げ不実施報告書が提出された場合又は賃上げ実施報告書が令和9年2月12日までに提出されなかった場合
 - (3) 第6条第1項第2号の適用を受ける補助事業者であって、実績報告書が令和9年2月12日までに提出されなかった場合
- 2 前項第1号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金について、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(事業成果のフォローアップ)

第16条 知事は、必要に応じて、補助事業者に対し、報告を求め又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(情報開示)

第17条 知事は、補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和9年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条及び第14条から第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

別表第1（第4条関係）

【補助対象外となる者】

- ・ 県税及び県に対する税外未収金を滞納している者
- ・ 過去5年以内に、国、県又は市町村が実施する各種助成金の不正受給による処分を受けている者
- ・ 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- ・ 政党その他の政治団体
- ・ 宗教上の組織又は団体
- ・ 上記に掲げる者のほか、補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

別表第2（第5条関係）

区分	関係省庁・県部局	担当課等	補助金名	賃上げ実績要件
県	子ども・福祉政策部	長寿社会課	介護事業所デジタル化支援事業費補助金	無
			介護福祉機器等導入支援事業費補助金	無
			訪問介護サービス効率化支援事業費補助金	無
		障害福祉課	障害福祉施設等デジタル化支援事業費補助金	無
	産業振興推進部	産業政策課	所得向上推進企業等総合支援事業費補助金	無
	農業振興部	農業政策課	水田農業機械導入支援事業費補助金	無
			農業担い手支援課	地域営農支援事業費補助金
		農業イノベーション推進課	集落営農活性化推進事業費補助金	無
			園芸用ハウス整備事業費補助金	無
			園芸用ハウス等リノベーション事業費補助金	無
			園芸作物高温対策機器導入等支援事業費補助金	無
	林業振興・環境部	森づくり推進課	林業労働環境改善事業費補助金	無
		木材増産推進課	森林資源再生支援事業費補助金（資機材整備支援のみ）	無
			高性能林業機械等緊急整備事業費補助金（うち高性能林業機械共同利用事業区分を除く）	無

			森林資源循環利用促進事業費補助金（うちスマート林業実証等支援事業の作業システム向上実践支援区分のみ）	無	
		木材産業振興課	県産材加工力強化事業費補助金	無	
	水産振興部	水産業振興課		燃油等高騰緊急対策機器導入支援事業費補助金	無
				種子島周辺漁業対策事業費補助金	無
				漁船導入支援事業費補助金	無
				水産業成長産業化沿岸地域創出事業費補助金	無
				水産加工業高度化事業費補助金	無
	国	厚生労働省	高知労働局	業務改善助成金	有
				働き方改革推進支援助成金（うち団体推進コースを除く）	無
		中小企業庁	独立行政法人中小企業基盤整備機構	中小企業省力化投資補助金	無
デジタル化・AI 導入補助金				無	
新事業進出・ものづくり補助金（中小企業新事業進出促進補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金を含む）				無	
その他		公益財団法人高知県産業振興センター		事業戦略等推進事業費補助金	無

別表第3（第5条関係）

補助算定額	対象従業員1人あたり10万円
対象従業員	交付申請時点で、補助事業者が県内の事業所において雇用している従業員のうち雇用保険の被保険者である者
補助の限度額	1社あたり1,000万円（指定補助金に係る補助対象事業費のうち自己負担額を上限とする） ただし、当該自己負担額が100万円未満の場合は10万円×対象従業員の数（上限100万円）

別表第4（第4条、第15条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。